

# 令和7年度公益通報委員会

令和8年3月  
兵庫県財務部

# 令和7年度公益通報委員会

日時:令和8年3月12日(木)10時～  
場所:オンライン開催

## [報告事項]

- 1 県公益通報者保護制度に係る要綱改正……資料1
- 2 委員改選と役割の見直し……資料2

## [協議事項]

- 1 モニタリング導入の方向性……資料3
- 2 令和7年度の制度運用に係る改善状況……資料4
- 3 令和7年度の通報事案に係る対応状況……資料5

### すべての公益通報者を保護する体制を速やかに構築するため県要綱を改正

#### 【改正概要】

- ・公益通報者保護法の改正（R7.6公布）や法定指針改定案（12/9パブコメ終了）の内容を反映
- ・外部専門家の意見を踏まえ、制度の信頼性と透明性を確保する取組（モニタリングの導入等）を追加
- ・要綱を網羅的・体系的に整理し、統一性・一貫性を持った通報対応が可能な体制を構築

## 1 法改正等の内容反映

### ①通報者保護の拡充（第16条）

県職員等が保護要件を満たす2号・3号通報を行った場合、1号通報と同様に、公益通報者の保護を徹底 **※利益相反排除・独立性確保等を含む**

### ②体制整備の徹底と実効性の向上（第28条）

公益通報対応体制の周知義務を明示（労働者等に対する制度理解の促進）

### ③公益通報者の範囲拡大（第2条）

フリーランス及び業務委託関係終了後1年以内の者を対象に追加

### ④公益通報を阻害する要因への対処（第11条）

新設された通報妨害の禁止に関する規定を追加

#### ※通報妨害の禁止

通報者に対し、公益通報をしない旨の合意を求める行為のほか、外部公益通報を含む公益通報を妨げる行為を禁止すること

## 2 その他規定の整備

### ①モニタリング等の導入（第27条・第29条）

- ・通報事案に対して、外部専門家によるモニタリングを実施
- ・外部専門家の評価を踏まえた制度改善（PDCA）を実施
- ・職員等に対する教育・周知、制度運用状況の公表

### ②網羅的・体系的に再整理

- ・法や指針、ガイドライン等に規定された内容を含め、要綱に網羅的に規定し、体系的に再整理

#### 【参考：法定指針改正案の概要】

区 分		1号	2号	3号
指針4-1	内部公益通報受付窓口の設置等	○	-	-
	通報対応業務の実施	○	○	○
	組織の長からの独立性の確保	○	○	○
	利益相反の排除	○	○	○
指針4-2	不利益取扱いの防止	○	○	○
	範囲外共有等の防止	○	○	○
	通報者探索の防止	○	○	○
	通報妨害の防止	○	○	○

# 公益通報委員会の委員改選と役割の見直し

## (1) 委員の見直し（任期：令和8年4月1日～令和11年3月31日）

今年度末に任期満了に伴い、各分野における協会等に対し推薦依頼の手続きを行う。

分野	氏名	役職	役割	就任年月日 (就任期間)	備考
法律	西野 百合子	弁護士	法的観点からの妥当性・適法性の判断	R5.4.1～ (3年)	再任：県弁護士会の推薦
会計	米田 小百合 (→選任予定)	公認会計士	財務・会計面の透明性と適正性の判断	R8.4.1～ 【新】	新規：日本公認会計士協会の推薦
経営者	岸 敏幸	経営者	組織運営・マネジメントの実効性の判断	R5.5.26～ (3年)	再任：県経営者協会の推薦
学識者	加納 郁也 (→選任予定)	大学教授	公益通報者保護法の専門的な学術的助言	R8.4.1～ 【新】	新規：中立的な立場

## (2) 審議事項の追加【拡充】

区分	審議事項	実施時期	対応内容
現行	通報事案の 是正措置の対応検討	必要に応じて随時	① 県が行う是正措置等の対応案検討 ② その他通報制度の改善検討
拡充	通報事案の モニタリング	必要に応じて随時 (四半期に1回以上)	① 通報事案の受理 ② 通報事案の調査 ③ 是正措置の内容
拡充	制度全般の モニタリング	年度末に1回	① 制度運用を検証 ② 検証結果の公表 ③ 次年度の制度運用に反映

# モニタリング導入の方向性

公益通報事案の対応状況等を可視化及び公表することで、透明性を確保し、制度の信頼性を高める

## 1 対象範囲

すべての通報事案（不受理案件を含む）及び制度全般を対象

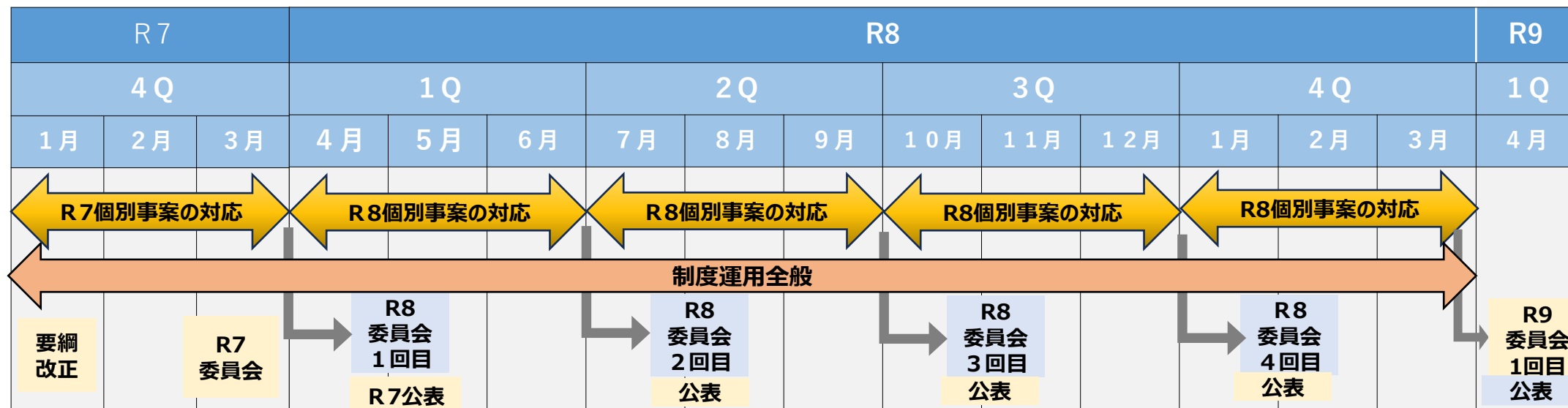
## 2 実施主体

- ・ 県政改革課：自己評価の実施、運用状況報告、是正措置等の実効性確保、モニタリング結果公表
- ・ 外部専門家：通報事案の対応及び通報制度の運用状況のモニタリング（評価・改善）の審議

## 3 実施及び公表方法

- ・ 公益通報委員会は、4半期ごとを目安に年4回程度開催し、その都度モニタリングを行う
- ・ 制度全般の運用改善及び個別の通報事案に関するモニタリングを実施し、その概要を公表
- ・ 通報者情報は秘匿性を確保するとともに、資料共有はセキュリティを確保した上で実施

## 4 R8以降のスケジュール



# モニタリング導入の方向性

## 5 具体的な実施項目

### (1) 制度全般のモニタリング

法律、法定指針及び国ガイドラインや、県の制度運用の改善状況（資料4）等を踏まえて、自己評価及び外部専門家による評価又は助言を定期的に受け、その結果を公表し、公益通報体制の継続的改善（PDCA サイクル）を行う。

### (2) 通報事案のモニタリング

公益通報委員会の開催都度、すべての公益通報事案について、下記の項目内容を中心として、適切に事案対応ができているかを評価又は助言を受け、公益通報事案の対応を適切に行う。

#### 〔モニタリングの観点〕

区分	実施内容
受理の判断	受理・不受理の理由・根拠、不受理の合理性等を評価
調査の方法	調査の手法、手続きの不備、調査状況等を評価
調査の委任	知事等幹部の関与（利益相反）、高度専門性の要否等を評価
是正の判断	是正措置や再発防止策の方法を評価
通報者への対応	手続きの期限、通報者対応の十分性・通報者への救済・回復措置等を評価
フォローアップ	措置状況、追加是正の要否、通報者からの苦情・意見対応等を評価

# 公益通報体制の整備（R7制度運用の改善状況）

法の趣旨を踏まえ、通報者保護や法令遵守の徹底を図り、県民の公益の保護に資するとともに、組織の活性化・健全化を図り、より透明で公正な県民に信頼される県政を推進する。

## ①主な取組

区分	主な実施内容
制度 周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 県HPの見直し（体系整理や内容充実）               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実施要綱の公表、対応フロー図の明示</li> <li>・ 通報手段の拡充（WEBフォーム導入等）</li> <li>・ 2号通報の通報対応所管課一覧の公表</li> <li>・ 通報実績の公表内容の充実（概要記載等）</li> </ul> </li> <li>▶ 職員向け庁内イントラネットの充実               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通報者向け、対応者向けの各専用ページを開設</li> <li>・ よくある質問Q &amp; A、マニュアルの追加・公表</li> <li>・ 制度理解促進のための資料等の充実</li> </ul> </li> <li>▶ 制度チラシ作成、自治研修所での配布</li> </ul>
体制 整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 公益通報制度所管部局の一元化（R7.4～）</li> <li>▶ 外部窓口の設置・運用（R6.12～）</li> <li>▶ 通報事案（利益相反等）の外部委託（R6.12～）</li> <li>▶ 私書箱（外部窓口の郵送での通報先）の開設</li> <li>▶ 法改正等を踏まえた要綱等の整備（R8.1～）</li> <li>▶ 外部専門家のモニタリング、PDCA導入（R8.1～）</li> </ul>
教育 啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 幹部職員向けの研修実施（R7.5.12）</li> <li>▶ 消費者庁の技術的助言（R7.5.22）を全庁共有</li> <li>▶ 消費者庁講師の事業者向け研修実施（R7.12.16）</li> <li>▶ 県内市町向けの研修動画を作成・周知（R8.1）</li> <li>▶ 自治研修所による階層別研修（R8～）</li> <li>▶ 全庁通知システムによる制度等周知（適宜）</li> </ul>

## ②内部通報の件数

区分	受付	受理
法令違反	18件	11件
職務上の義務違反	2件	1件
県民の信頼を損なうおそれ	12件	5件
その他	2件	0件
計	34件	17件

※内部通報のうち、外部窓口での受付7件・受理4件  
 ※不受理の理由として、別窓口・団体の通報事案が11件

## ②外部(行政)通報の件数

区分	受付	受理
法令違反	28件	24件

# 公益通報事案への対応（内部通報の概要）

通報件数 28件（公益通報窓口が覚知した内部通報事案）

通報区分

実名通報12件 43%

匿名通報16件 57%

通報窓口

内部窓口17件 60%

外部窓口7件 25%

所管課直接  
4件 15%

通報手段

メール10件 36%

郵送封書9件 32%

WEBフォーム7件 25%

電話・対面  
2件 7%

受理件数

受理12件 43%

不受理16件 57%

**主な不受理理由：**別窓口・団体 9件、通報要件なし 3件、内容が不分明 2件、通報事実なし 2件  
※外部窓口の意見書のうち、「受理相当」の意見を付した通報事案はすべて受理している

是正措置

措置あり5件 42%

是正なし6件 50%

継続  
1件 8%

## 1 公益通報者保護法とは

勤め先の法令違反を認識した労働者等が、どこへどのような内容の通報を行えば、公益通報として、通報を理由とする解雇等の不利益な取扱いから保護されるかを明確化し、公益通報者の保護と国民の生命、身体、財産その他の利益の保護に関わる法令の規定の遵守を図ることを目的とした法律。

## 2 公益通報とは

労働者・派遣労働者・退職者・役員・フリーランス等が不正の目的でなく勤務先や取引先における対象法律※1の刑事罰・過料の対象となる不正行為を通報すること

※1：国民の生命、身体、財産等の保護に関する法令（約500本）が対象

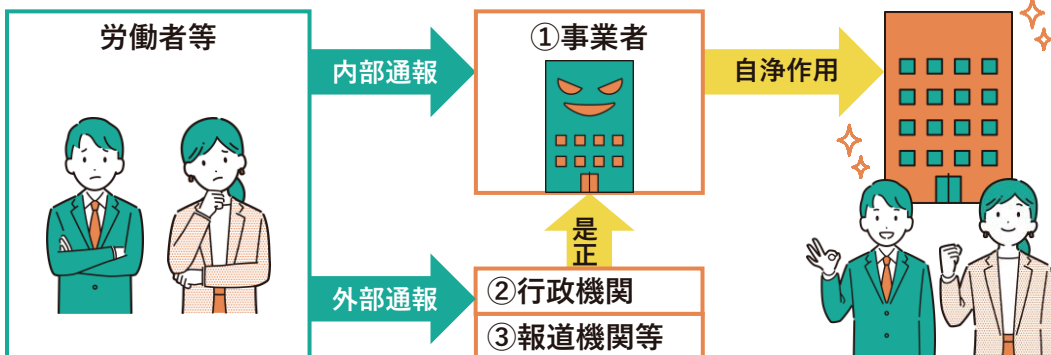
## 3 公益通報者の保護の内容

- 公益通報を理由とする解雇その他不利益な取扱いの禁止（公益通報を理由として労働者を解雇・懲戒をした者及び法人に対する刑事罰（個人：6月以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金、法人：3,000万円以下の罰金））
- 公益通報を理由とする事業者の損害賠償請求の制限
- 公益通報から1年以内の解雇・懲戒は公益通報を理由とするものと推定する（立証責任の転換）

一般職の国家公務員等には適用しない

## 4 通報先と保護の条件

- ① 事業者（内部通報） 国・地方公共団体も含む  
不正があると思料すること
- ② 行政機関  
不正があると思料するに足りる相当の理由があること（例：目撃した又は証拠がある場合）又は不正があると思料し、氏名等を記載した書面を提出すること
- ③ 報道機関等  
通報対象事実の発生・被害の拡大を防止するために必要であると認められる者  
不正があると思料するに足りる相当の理由があること及び次のような事由があること（例：内部通報では不利益な取扱いを受けると信ずる相当な理由、生命・身体への危害や財産に多額の損害が発生すると信ずる相当な理由等）



## 5 事業者の体制整備義務

- 常時使用する労働者の数が300人超の事業者※2に対し、以下を義務付け
- ① 内部通報の受付・調査等の業務を担う従事者の指定
- ② 内部通報窓口の設置や内部規程の策定等、公益通報に適切に対応するための体制整備、労働者等に対する周知 等
- 従事者に対し、内部通報者を特定させる情報の守秘を義務付け（違反した場合には30万円以下の罰金）

※2：事業者には国・地方公共団体を含む。300人以下の事業者は努力義務

## 6 消費者庁の行政措置

国・地方公共団体には適用しない

- 従事者指定義務違反のある事業者には、報告徴収・立入検査、助言・指導、勧告、勧告に従わない場合の命令、命令をした場合の公表
- 上記事業者の虚偽報告・報告懈怠、検査の拒否、命令違反には罰金
- 従事者指定義務以外の体制整備について、事業者に対する報告徴収、助言・指導・勧告、勧告に従わない場合の公表

## 7 その他禁止事項

- 事業者が、正当な理由なく公益通報を妨害する行為の禁止
- 事業者が、正当な理由なく公益通報者を探索する行為の禁止